



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

注意!!



高齢者等を消費者トラブルから守るために

「福島県消費者安全確保地域協議会」を設置しました

福島県では、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者行政・警察・福祉の関係機関が連携し、高齢者等の見守りに必要な取組について情報共有や情報発信を行う協議会を令和2年10月19日に設置しました。

協議会の活動を通して、地域の高齢者等の見守りネットワークの中で消費者被害に気づき、消費生活センターなどの機関へ適切につなぐことができる体制づくりを進めてまいります。

連携



消費者行政



警察



福祉

「消費者安全確保地域協議会」のイメージ図



※この情報誌は福島県消費生活課ホームページ、県内社会福祉協議会や地域包括支援センターでご覧になれます。



12月は福島県多重債務者相談 強化キャンペーン期間です

返しきれない借金で悩んでいませんか？

福島県では、12月を「多重債務者相談強化キャンペーン」期間と位置づけ、県弁護士会や県司法書士会の協力を得ながら、関係市町村とともに無料法律相談を実施します。併せて、「こころの健康相談」（会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、伊達市）や「生活再建等相談」（県消費生活センター）を行っておりますので、是非ご利用ください。

相談会等の詳細な日程については、県消費生活センターのホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005b/tajyusaimu.html>）をご覧ください。

多重債務とは

複数の業者から借金をして、返済が困難になっている状況を多重債務といいます。

多重債務相談者が借金をしたきっかけは、低収入や収入の減少、商品やサービスの購入などで生活費や教育費などを補うためであることが明らかになっています。



すべてのケースにあてはまるわけではありませんが、生活費の不足分を借入れる前に、家計を改善することから始めましょう。

- 「生活費のために」
- 「他社の返済のため」

新しく借り入れをする前に
専門家と家計の見直しをしたり
相談機関※へ相談しましょう。

※消費者ホットライン188、東北財務局福島財務事務所理財課、法テラス、福島県弁護士会「法律相談センター」、福島県司法書士会総合相談センター



最近の相談事例（住宅修理契約、模倣サイト）

火災保険を利用する住宅修理契約に注意してください

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が増えています。

火災保険で自己負担なく
修理できます

ウン!



**経年劣化は
保険の対象外**

【ポイント!】

- ① 業者の見積どおり保険金が支払われるとは限りません。
- ② 契約する前に契約している保険会社に相談してください。

正規サイトに非常によく似た模倣サイトにご注意を!

模倣サイトとは

有名なメーカー等のWebサイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売するサイトのことです。

相手方が海外に所在する悪質事業者である可能性が高く、被害に遭ってしまうと、事業者と連絡が取れず、被害回復が困難なことが多いことも特徴です。



【ポイント!】

- ・正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売している
 - ・URLの表記がおかしい
- ⇒模倣サイトの可能性がありますので、注意してください!



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)
※受付時間 火曜～木曜 9:00～12:00
13:00～17:00
～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索



募集中!!

出前講座のご案内



- 【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、消費者問題、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など
- 【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など
- 【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー、司法書士等) など
- 【申込先】県消費生活センター(消費生活課) FAX 024-521-7982
※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。

出前講座問い合わせ Tel 024-521-7736 まで



消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー(FP)による生活再建等相談】を定期的を実施しています。
相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295

相談窓口



福島県 生活環境部消費生活課 024-521-7736 (令和2年12月発行)